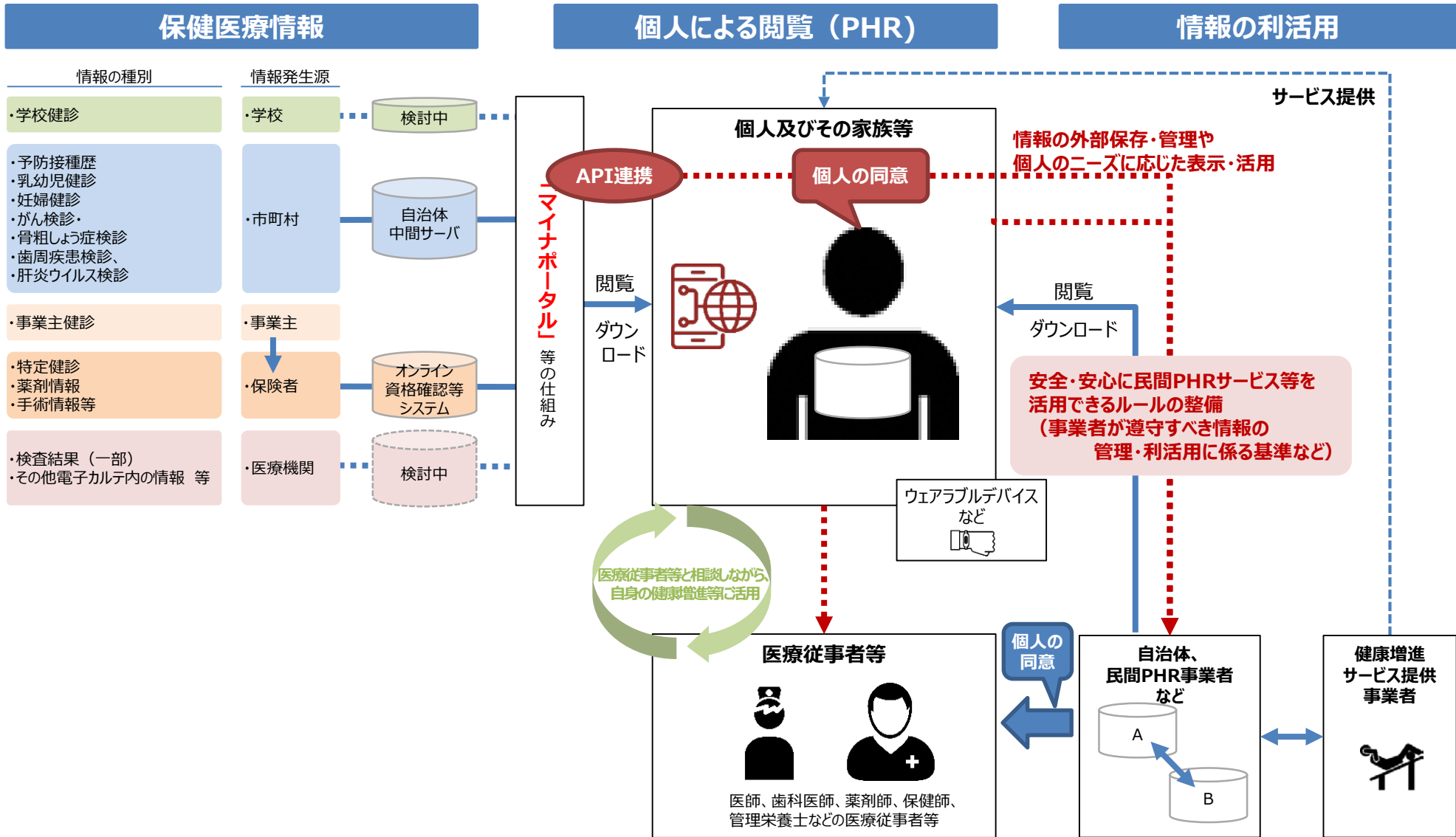
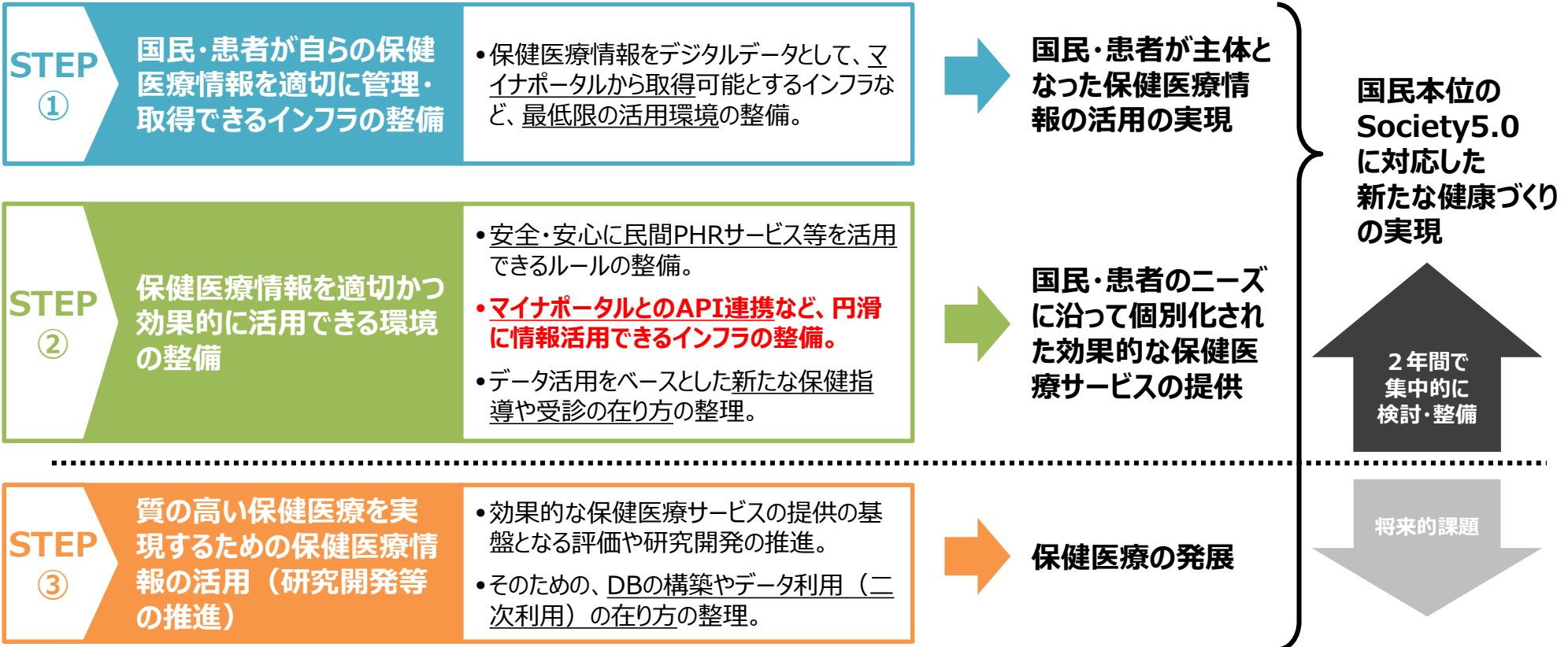


PHR (Personal Health Record) サービス の利活用に向けた国の検討経緯について



- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
 - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を**適切に管理・取得**できるインフラの整備
 - ② 保健医療情報を**適切かつ効果的に活用**できる環境の整備
 - ③ **質の高い保健医療を実現**するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）
 を目指し、取組を進めていくことが必要。



- 国民が効果的に**保健医療情報を活用できる環境を整備**するためには、**公的に最低限の利用環境を整備する**とともに、**民間PHR事業者の活力**を用いることが必要不可欠。
 - **個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理**できるようにする。
⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
 - 個人のニーズに応じて、**保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用**できるようにする。
⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
 - **将来的に**、保健医療の発展（サービスの質の向上）に向けて、**適切に研究開発等へ活用**できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

- 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互運用性など）を整理することが必要。

マイナポータルとのAPI連携

- 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者にデータファイルを提供する等の手間等をなくすために、API連携が必要。

(課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む) 適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用WG

民間利活用作業班 構成員

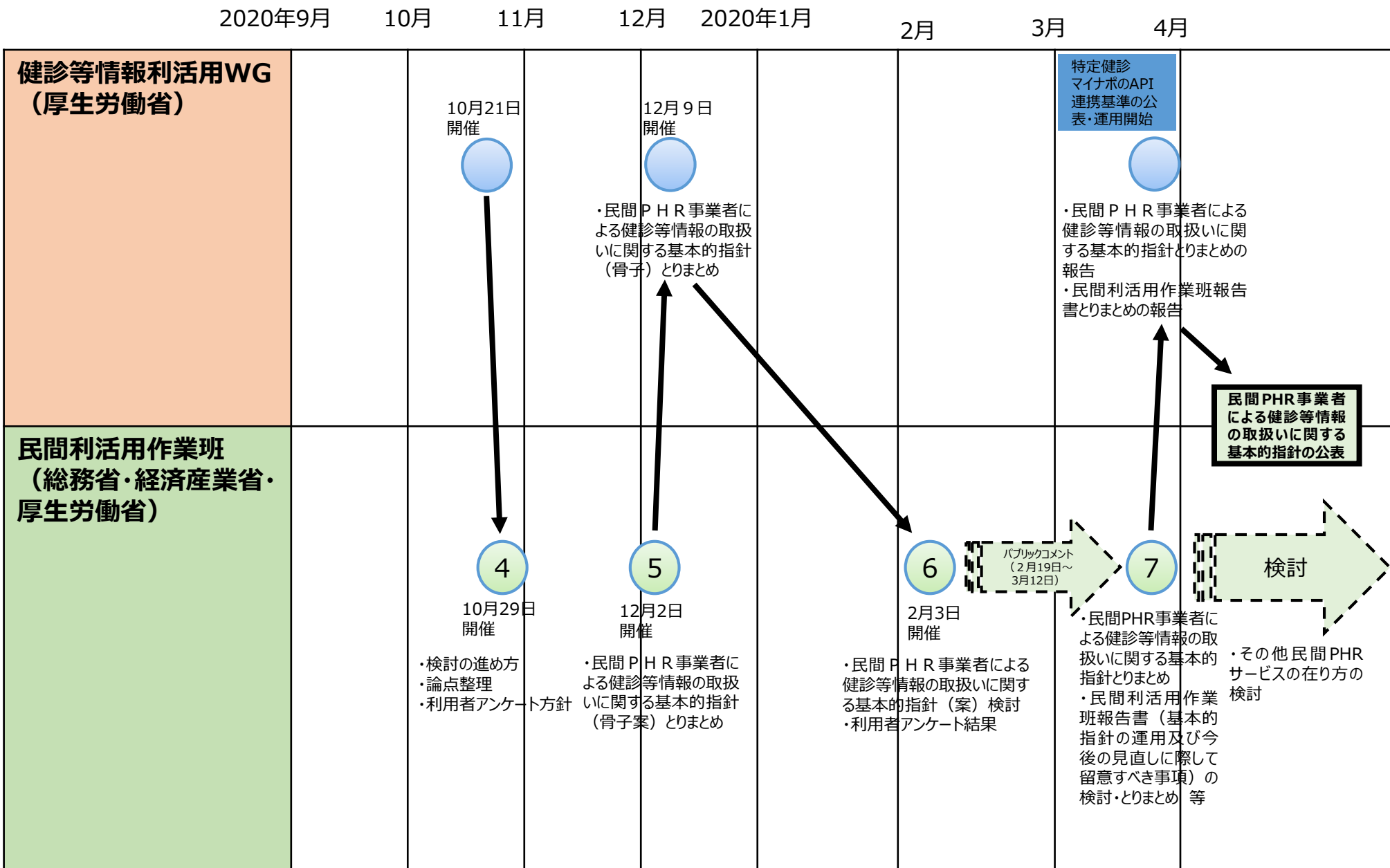
※ 五十音順、敬称略

構成員	所属
石見 拓	京都大学 環境安全保健機構 健康科学センター 教授
宇佐美 伸治	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
瓜生 和久	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
鹿妻 洋之	一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会 健康支援システム委員会 委員長
北岡 有喜	独立行政法人 国立病院機構京都医療センター 医療情報部 部長
北村 亮太	健康長寿産業連合会
長島 公之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
中山 健夫	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授
光城 元博	一般社団法人 電子情報技術産業協会 ヘルスケア I T 研究会 副主査
宮田 裕章	慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授
諸岡 歩	公益社団法人 日本栄養士会 理事
(主査) 山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
渡邊 大記	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事

事務局
総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室
経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
厚生労働省 健康局 健康課

オブザーバー
内閣府 番号制度担当室
内閣官房 情報通信技術 (I T) 総合戦略室
内閣官房 健康・医療戦略室
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

これまでのPHR民間利活用作業班での検討経緯



民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）のポイント

- 本指針は、国民・患者本人が取得した健診等情報を、自身のニーズから民間PHR（Personal Health Record）サービスを用いて、予防・健康づくりに活用すること等を想定して、PHRサービスを行う民間PHR事業者における当該情報の取り扱いについて整理した。
- 健診等情報の機微性等を鑑み、個人情報保護法等に定められた対応に加え、丁寧な同意、情報セキュリティ対策、申出に応じた消去、自己点検と結果の公表等の必要な対応を民間PHR事業者に求めるものである。
- これにより、業界の健全な発展や、個人による安全・安心なPHRサービスの利活用の促進を目指す。

●指針の位置づけ

基本的考え	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等情報を取り扱うサービスを提供する民間PHR事業者が法規制に加えて、適正なPHRの利活用を促進するために遵守することが必要と考えられる事項を含めて提示
指針の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・対象情報：個人が自らの健康管理に利用可能な要配慮個人情報（「健診等情報」と定義（健診等情報の具体例として、予防接種歴、乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等） ・対象事業者：健診等情報を取り扱うPHRサービスを提供する民間事業者

●民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する要件（制度上の要求事項に上乗せする主な事項）

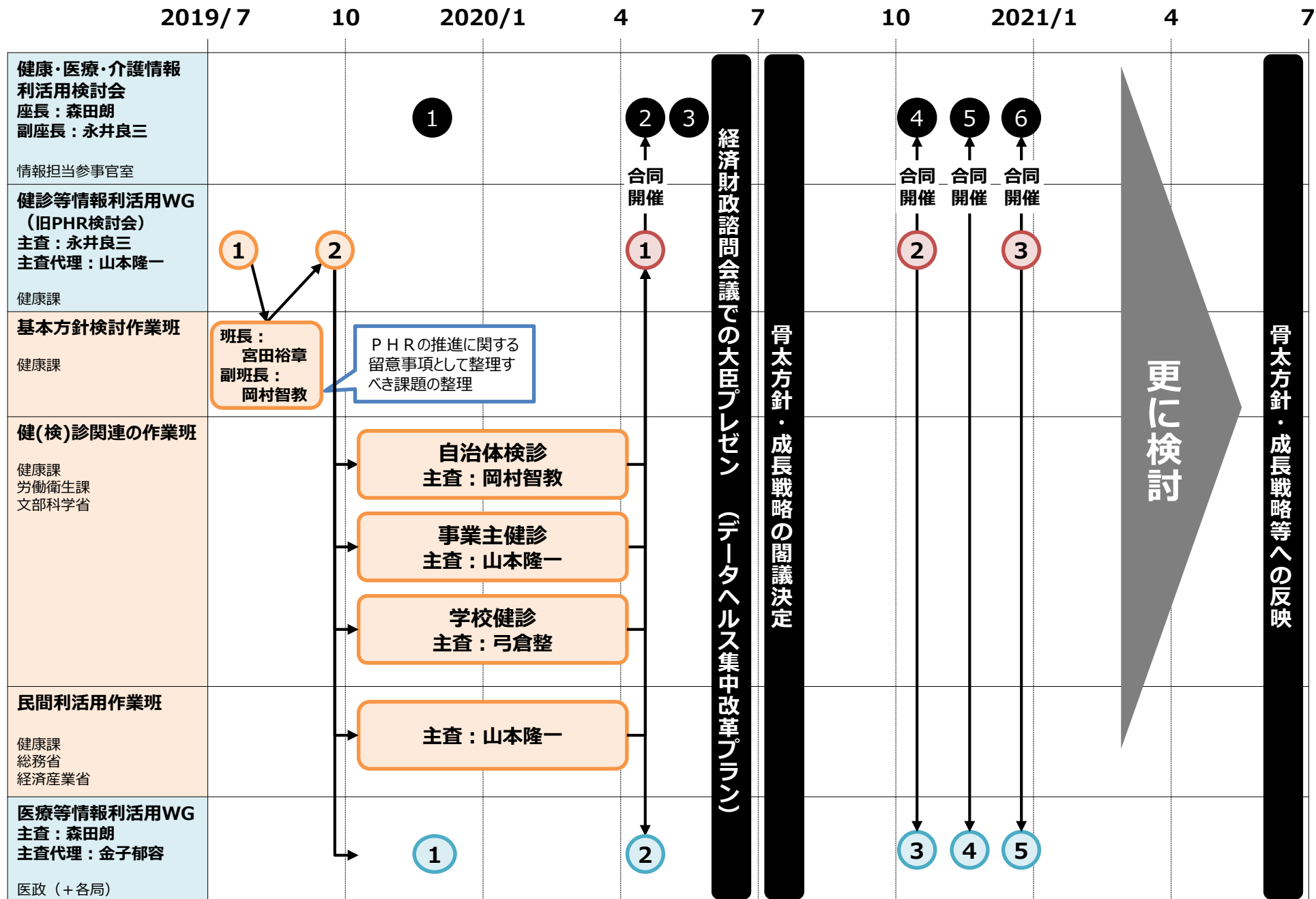
情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントシステムを構築する上で第三者認証（ISMS又はプライバシーマーク等）を取得することに努める。ただし、マイナポータルAPI経由で健診等情報入手する事業者においては、第三者認証を取得すべき等
個人情報の適切な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーポリシーやサービス利用規約を分かりやすく作成し、ホームページに掲載するなど義務化 ・利用目的に第三者提供を含む場合は、利用目的、提供される個人情報の内容や提供先等を特定し、分かりやすく通知した上での同意の徹底 ・本人同意があった場合でも、本人の不利益が生じないように配慮 ・同意撤回が容易に行える環境の整備 ・健診等情報の利用がなくなつた場合又は本人の求めがあった場合、健診等情報を消去又は本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を行う等
健診等情報の保存・管理、相互運用性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等情報について、民間PHR事業者から利用者へのエクスポート機能及び利用者から民間PHR事業者へのインポート機能について備えるべき等
その他（要件遵守の担保方法など）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者は、自己チェックシートに沿って本指針の各要件を満たしているかどうかを確認し、点検後のチェックシートを自社のホームページ等で公表すべき等

本指針の要件に係るチェックシート（案）

項目	確認事項	確認結果	対応状況
1. 事業者の責任	1.1 事業者は、本指針の要件を遵守し、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
2. 同意の取得	2.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の同意を得なければならない。		
3. 情報の取扱い	3.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
4. 情報の消去	4.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
5. 情報の提供	5.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
6. 情報の管理	6.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
7. 情報の連携	7.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
8. 情報の公表	8.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
9. 情報の点検	9.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		
10. 情報の公表	10.1 事業者は、健診等情報の取扱いについて、国民・患者本人の権利利益を保護する責任を負う。		

※一部抜粋。要件毎にチェック項目を記載

(参考) これまでのPHR政策に関する政府全体での検討経緯



(参考) データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化 (案)

ACTION 1 : 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、**令和4年夏を目途に運用開始**

ACTION 2 : 電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い**令和4年夏を目途に運用開始**

ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、**令和4年度早期から順次拡大し、運用**



(参考) データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化 (案)

第6回健康・医療・介護情報利活用検討会、
第5回医療等情報利活用WG及び第3回健診等情報利活用WG
(令和2年12月9日) 資料3を抜粋

